

令和6年度 正規職員・契約職員募集

社会福祉法人東京都社会福祉事業団
正規職員・契約職員募集要項【福祉職】

正規職員と契約職員の併願が可能です。

令和5年3月2日
社会福祉法人東京都社会福祉事業団

1 募集内容

採用職種	福祉		
雇用形態	正規職員	契約職員	
雇用期間	—	3年間(令和6年4月1日から令和9年3月31日まで) ※雇用期間中に契約職員から正規職員への採用選考があります。 ※定年:年度末年齢65歳(正規職員は年度末年齢60歳)	
採用予定人数	100人程度	10人程度	
職務内容	児童養護施設、福祉型障害児入所施設及び障害者支援施設における利用者の生活支援等		
勤務形態	交替制勤務(夜勤、早・遅番、日勤、宿直等)		
勤務先施設	別紙「勤務先施設一覧」のとおり		
給与(報酬)	【介護福祉士、保育士、児童指導員任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する人】	(大卒の場合) 264,000円 (短大卒の場合) 243,900円	237,500円
	【訪問介護員養成研修1級課程又は2級課程、介護職員初任者研修課程及び実務者研修課程のうちいずれかの研修を修了した人】	(大卒の場合) 260,900円 (短大卒の場合) 240,700円	234,400円
	上記に該当しない方	—	231,200円
		※令和5年4月1日時点 ※上記金額は、給料月額に初任給調整手当及び夜間業務手当・夜勤手当(月5回夜勤の場合)を加えた例です。 ア 職歴等がある人は、年数に応じて一定の基準により、初任給の月額が加算されます。 イ 上記のほか、期末・勤勉手当(4.45月分)、通勤手当、超過勤務手当等が支給されます。 ウ 一定の基準に応じた昇給・昇格制度があります。 エ 資格要件の詳細については「2受験資格」の「資格・免許」欄をご覧ください。 ※採用予定日前に、給料月額・手当等の改定があった場合は、その定めによります。	※令和5年4月1日時点 ※上記金額は、報酬月額に夜間業務手当・夜勤手当(月5回夜勤の場合)を加えた例です。 ア 施設における勤務経験が2年以上ある場合は、加算があります。 イ 上記のほか、期末・勤勉手当(3.35月分)、通勤手当、超過勤務手当等が支給されます。 ウ 資格要件の詳細については「2受験資格」の「資格・免許」欄をご覧ください。 ※採用予定日前に、報酬月額・手当等の改定があった場合は、その定めによります。
昇任制度	能力や業績等に基づく選考により昇任する仕組みとなっています。		
休暇	年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇、妊娠出産休暇、育児時間等)、育児休業等の制度があります。		
社会保険等	社会保険(健康保険、厚生年金保険)、雇用保険、労災保険、退職手当共済制度があります。		
福利厚生	(一財)東京都人材支援事業団が実施する様々な福利厚生事業を利用できます。		
その他	各施設に職員住宅又は借り上げ住宅があります。(住宅使用料は一部本人負担)		

2 受験資格

項目	要件	
	正規職員	契約職員
雇用形態		
年齢	昭和39(1964)年4月2日から平成16(2004)年4月1日までに生まれた人	昭和34(1959)年4月2日から平成16(2004)年4月1日までに生まれた人
	(令和6年4月1日現在、満20歳以上60歳未満)	(令和6年4月1日現在、満20歳以上65歳未満)
資格・免許	<p>【資格保有者】</p> <p>①介護福祉士、②保育士、③児童指導員任用資格※、④社会福祉士、⑤精神保健福祉士のいずれかの資格を有する人(※幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育職員免許を有する(見込)人は、「児童指導員任用資格」を有しています。また大学で社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学部、学科を卒業する方は卒業時に取得できます)</p> <p>【介護職員初任者研修等の研修修了者】</p> <p>⑥訪問介護員養成研修1級課程又は2級課程、⑦介護職員初任者研修課程、⑧実務者研修課程のいずれかの研修を修了していること</p> <p>【資格を有しない方及び研修未修了者】</p> <p>契約職員としての採用となります。「8介護職員初任者研修制度について」をご確認ください。</p> <p>※令和5年度末までに取得(修了)見込の人も受験可能です。</p> <p>ただし、資格・免許を取得(研修を修了)できなかった場合は資格・免許を取得(研修を修了)していない方としての採用となります。</p> <p>※児童養護施設での勤務には、上記②、③、④及び⑤いずれかの資格が必要となります。</p>	

※次に該当する人は、申し込むことができません。

- ・禁固以上の刑に処され、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなる日までの人

※受験資格の有無、申込書類の記載事項等について確認を行います。記載事項に虚偽があると、採用される資格を失います。

※過去に東京都社会福祉事業団の正規職員であった方は、こちらの選考は受験できません。再採用制度にてお申し込みください。

3 採用スケジュール

採用選考は、年間6回の実施を予定しています。

(1) 募集開始及び申込締切日

	募集開始	<<郵送>>申込締切日【消印有効】	<<持参>>申込締切日
第1回	令和5年3月6日(月)	5月8日(月)	5月9日(火)
第2回		5月26日(金)	5月29日(月)
第3回		7月4日(火)	7月5日(水)
第4回		8月22日(火)	8月23日(水)
第5回		9月15日(金)	9月19日(火)
第6回		10月24日(火)	10月25日(水)

<<持参の受付>>午前9時00分から午後5時00分まで(※土・日・祝日は除きます。)

(2) 選考日から合格発表まで

	受験票発送予定日	選考日	選考会場(予定)	合格発表
第1回	令和5年5月19日(金)	5月26日(金) 27日(土)28日(日)	戸山サンライズ (東京都新宿区戸山 1-22-1) 又は 東京都社会福祉事業団 事務局 (東京都新宿区大久保 3-10-1-201) 又は 指定する場所	令和5年6月中旬
第2回	令和5年6月13日(火)	6月23日(金) 24日(土)25日(日)		令和5年7月中旬
第3回	令和5年7月18日(火)	7月28日(金) 29日(土)30日(日)		令和5年8月中旬
第4回	令和5年9月5日(火)	9月15日(金) 16日(土)17日(日)		令和5年10月上旬
第5回	令和5年10月3日(火)	10月13日(金) 14日(土)15日(日)		令和5年11月上旬
第6回	令和5年11月7日(火)	11月17日(金) 18日(土)19日(日)		令和5年12月上旬

※採用選考日、選考場所、集合時間については、受験票にてお知らせします。

※合否結果については、受験者全員に「特定記録郵便」にて通知します。

4 申込方法等

次の書類を郵送又は持参により提出してください。

(HPからWEBエントリーもできます (HP→正規職員情報一覧→令和6年度正規職員募集【福祉職】→備考))

ア 申込書兼履歴書

- ・別添の指定様式を使用し、必ず写真を貼付してください。
- ・指定様式は、当法人ホームページからダウンロードすることもできます。

イ 資格・免許(取得見込)証明書

- ・資格・免許証の場合は、写しで可。
- ・「児童指導員任用資格」の場合は、学校等の卒業証明書、児童指導員任用資格取得証明書、社会福祉施設の在職証明書など、資格要件が証明できるもの。
- ・令和6年3月31日までに資格・免許を取得見込の方は、学校等の卒業見込証明書、児童指導員任用資格取得見込証明書又は国家試験の受験申込書・受験票の写しなど資格要件が証明できるもの。(研修を修了見込の方は、修了見込証明書又は研修の受講案内等の研修日程を確認できる書類及び学生証の写し等の研修を受講中であることが証明できるもの。)

○提出された書類等は返却いたしません。選考終了後、当法人にて責任を持って廃棄処分いたします。

○今回の申込手続きにより取得する個人情報については、職員採用の目的以外に利用することはありません。

5 申込先(問い合わせ先)

申込先 (問い合わせ先)	〒169-0072 東京都新宿区大久保3丁目10番1-201号 社会福祉法人東京都社会福祉事業団事務局(採用担当)	TEL 03(5291)3605
-----------------	--	------------------

※申込後に転居等で住所が変わった場合は、速やかに上記「申込先(問い合わせ先)」までご連絡ください。

6 選考内容等

(1) 選考内容

選考区分	正規職員	契約職員
選考内容	ア 書類審査	ア 書類審査
	イ 適性検査(65分程度) WEB上で実施 職務遂行上の基礎能力、仕事への適正等を検査 ※適性検査は正規職員選考のみで実施します。	イ 筆記考査(作文) 事前課題として受験票発送時に通知します。 800字程度の作文を作成(指定様式に手書き)し、 面接当日お持ちいただきます。
	ウ 筆記考査(作文) 事前課題として受験票発送時に通知します。 800字程度の作文を作成(指定様式に手書き)し、 面接当日お持ちいただきます。	ウ 面接(30分程度)
	エ 面接(30分程度)	

7 採用予定日

令和6年4月1日(前倒し採用については合格発表後、応相談)

8 介護職員初任者研修支援制度について

資格を有しない方及び研修未修了者には、障害者施設の現場で実務経験を積みながら介護職員初任者研修を受講していただきます。制度の概要は以下のとおりです。

- (1) 受講料を支援します。(上限6万円。研修終了後、一定期間勤務した場合に助成金として支給します。)
- (2) 初任者研修受講する場合は特別休暇(報酬減額免除)として扱います。

※原則として、週に4日間は通常の勤務となります。

※研修を修了しなければ、正規職員内部選考を受験することはできません。